

議案第15号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月26日提出

佐倉市長 西田 三十五

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。